

7北監第18号

令和7年8月29日

北塩原村議会議長 五十嵐 善清様

北塩原村代表監査委員 赤城 明

令和6年度決算監査意見書の提出について

地方自治法第233条第2項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、令和6年度北塩原村一般会計・特別会計並びに公営企業会計の決算監査を実施したので、別紙のとおり意見書を提出する。

令和 6 年度

決算監査意見書

令和 7 年 8 月

北塩原村監査委員

令和6年度 決算監査意見書

地方自治法第233条第2項並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された令和6年度北塩原村各会計の歳入歳出決算並びに関係帳簿、諸書類を審査した結果、その意見は次のとおりである。

第1 審査の対象

- (1) 令和6年度北塩原村一般会計
- (2) 令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計
- (3) 令和6年度北塩原村介護保険事業特別会計
- (4) 令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計
- (5) 令和6年度北塩原村簡易水道事業会計
- (6) 令和6年度北塩原村下水道等事業会計

第2 審査期間

令和7年8月26日（火）・27日（水）・28日（木）

第3 審査意見

1 令和6年度北塩原村一般会計

- (1) 令和6年度の一般会計決算額は、歳入3,658,548千円、歳出3,511,648千円であり、前年度と比較すると、歳入39,254千円1.1%の増、歳出15,562千円0.4%の増。歳入歳出差引額146,900千円から翌年度（令和7年度）へ繰越すべき財源17,036千円を控除した額が実質収支であるが、その額は129,864千円となった。

実質単年度収支は、単年度収支14,311千円に黒字要素である財政調整基金への積立金43,383千円と繰上償還金50,700千円を加え、赤字要素である財政調整基金取崩し額（令和6年度はなし）を控除した額が実質単年度収支であり、その額は108,394千円である。

（2）財政力指数

財政力指数は、1に近く1を超えるほど財源に余裕があるものとされている。令和6年度については、0.22となった。

（3）実質公債費比率

3ヶ年平均で18%以上の団体は地方債発行に許可が必要となり、25%を超えると単独事業の地方債発行が制限されるが、当村は14.3%で前年度より0.3ポイント減少した。

経常収支比率については、昨年は 91.4% で本年度は 88.7% と、前年度より 2.7 ポイント減少しており、今後も健全財政にむけて努められたい。

(4) 村税

村税の決算額は 510,381 千円で、前年度より 11,564 千円 ▲2.2% の減となった。

村税の減については、観光需要の回復から入湯税が 7,868 千円の増、更には、固定資産税（償却資産）が、新たな設備投資があったことで 3,510 千円の増となつたが、固定資産税（家屋）で 7,923 千円の減、村民税の減から、村税全体として減少となつた。

(5) 地方交付税の決算額は 1,901,470 千円で、前年度より 102,566 千円 5.7% の増となつた。

(6) 徴収率は現年課税分で 98.0%、滞納繰越分 12.7% で前年度より現年度課税分は 0.2 ポイントの減、滞納繰越分が 9.3 ポイントの増となり、合計では 87.6% と前年度と比較すると、3.5 ポイントの増となっている。前年度と同様、徴収強化の成果がみられる。

また、特に固定資産税の未納額は、68,608 千円（前年度 94,277 千円）と前年度より 25,669 千円の減となっているが、全体に占める未納額は依然として大きいので、引き続き適正な滞納処分を実施し、現年度未納分についても滞納につながらないよう早期の徴収に心がけるなど、村税全体の滞納繰越解消に向けて取り組まれたい。

昨今の物価高騰等の影響により納付できない方もいると想定されるため、納税相談や分納措置などを行い、今後とも税の公平性と、自主財源の根幹をなす村税の徴収率の向上に引き続き努力されたい。

2 令和6年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計

(1) 令和6年度の決算額は、歳入 280,073 千円、歳出 273,049 千円となった。前年度と比較すると、歳入 77,086 千円 21.6% の減、歳出 74,191 千円 21.4% の減である。

(2) 国民健康保険税の決算額は、51,942 千円で前年度と比較すると 5,185 千円 9.1% の減。減額の理由は、人口減少や後期高齢者医療制度への移行などによる被保険者数の減少が影響している。

収納率については、現年課税分 99.3 % 前年度比 0.4 ポイントの減、滞納繰越分 7.2% で前年度比 12.0 ポイントの減となっているが、徴収の努力は見受けられるため、今後も現年度未納分が滞納につながらないよう早期の徴収を心がけるなど、滞納繰越解消に向けて、引き続き努められたい。

なお、保険税率について、令和 11 年度に県統一となる計画であるが、円滑に移行がなされるよう、対策を講じながら、事務の効率化と収納率向上に一層取り組んでいく必要がある。

(3) 保険給付費の決算額は、162,621千円で前年度と比較すると62,460千円27.8%の減。

減額の理由は、慢性腎臓病などの高額な医療費を含む被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことなどによる。

今後も保健事業等の展開により医療費を抑制し、健全な国保会計の財政運営に努められたい。

3 令和6年度北塩原村介護保険事業特別会計

(1) 令和6年度の決算額は、歳入366,251千円、歳出330,642千円となった。

前年度と比較すると、歳入10,421千円2.9%の増、歳出19,396千円5.5%の減である。

(2) 収納額をみると、現年度分特別徴収保険料が前年度比4,910千円7.7%の増、現年度分普通徴収保険料については、前年度比1,136千円20%の増、滞納繰越分普通徴収保険料が前年度比133千円60.7%の減となった。収納率については、徴収強化により100.01となり、過去5年間で最も高い収納率となり、未納額はゼロという結果になった。

引き続き介護保険料の徴収強化を図り、適切な財政運営に努めると共に、早い段階から高齢者が要介護状態にならないよう、村が中心となり、地域の実情に応じて実施する地域支援事業など、多様なサービスの取組を充実させ、介護給付費を少しでも抑制し、円滑で持続可能な運営に努められたい。

4 令和6年度北塩原村後期高齢者医療特別会計

(1) 令和6年度の決算額は、歳入35,550千円、歳出35,539千円となった。

前年度と比較すると、歳入3,220千円10.0%の増、歳出3,277千円10.2%の増である。

(2) 運営の拠点は、福島県後期高齢者医療広域連合であり、村は、被保険者証の発行業務及び保険料の賦課並びに徴収業務が主なものである。徴収強化により、現年度分の特別徴収保険料及び普通徴収保険料の徴収率については100%を達成しており、滞納繰越分も0%となっている。

引き続き保険料徴収を強化し、福島県後期高齢者医療広域連合と連携し、適切な財政運営に努められたい。

5 令和6年度北塩原村簡易水道事業会計

(1) 令和6年度の収益的収支は、収入総額が 107,404,318 円（税抜き）となり、これに対する費用総額は、138,838,752 円（税抜き）で、収支差引△31,434,434 円の当年度純損失となった。この純損失については、繰越欠損金として引き継ぐ予定である。

資本的収支においては、収入総額 66,001,169 円（税込み）に対し、支出総額が、53,119,864 円となった。

(2) 令和6年度末における給水人口は、2,313 人であり、水道の普及率は、97.64%となっている。年間給水量は 751,658 m³で、1 日あたりの平均給水量は、2,059 m³である。有収水量は 422,731 m³で、有収率は 56.24% となった。

令和6年4月1日から簡易水道事業に地方公営企業法の一部（財務規程等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行したが、その決算手続き及び決算事務処理等は適正に処理されているものと認められる。

6 令和6年度北塩原村下水道等事業等会計

(1) 令和6年度の収益的収支は、収入総額が 522,134,761 円（税抜き）となり、これに対する費用総額は、495,728,003 円（税抜き）で、収支差引 26,406,758 円の当年度純利益となった。この純利益については、繰越利益剰余金とする予定である。

資本的収支においては、収入総額 115,770,600 円（税込み）に対し、支出総額が、233,376,779 円（税込み）となっており、収支不足額 117,606,179 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、引継金及び当年度分損益勘定留保資金で補填した。

(2) 令和6年度末における接続戸数は、875 戸で、下水道の普及率は、96.37% となっている。年間汚水処理水量は 724,899 m³で、1 日あたりの平均処理水量は、2,002 m³である。有収水量は 436,935 m³で、有収率は 60.28% となった。

令和6年4月1日から特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、簡易排水施設事業の三つの事業を一つの下水道等事業として地方公営企業法の一部（財務規程等）を適用し、複式簿記・発生主義の公営企業会計に移行したが、その決算手続き及び決算事務処理等は適正に処理されているものと認められる。

9 総合意見

一般会計の村税徴収率を、前年度比率からみると、全体的には上回っており、徴収強化の成果が見受けられる。

しかしながら、滞納繰越分を含む村税全体の未納額は依然として多く、今後の村の財源確保の観点からも、引き続き全庁体制で連携し、徴収強化に努めていただきたい。

特に、固定資産税の滞納額の未納額が大部分を占めているため、滞納処分等を含む特別徴収を強力に推進するとともに、現年度未納分についても新たな滞納につながらないよう早期の徴収に心がけ、滞納額解消に向けて引き続き努力されたい。

予算執行状況は適正であることは認めるが、今後も行政活動の自主性と安定性を維持する観点からも、自主財源の根幹をなす村税の徴収率向上にむけた努力に期待をするとともに、早期の収納に努められたい。

特別会計の各会計においても、一般会計と同様、保険税・保険料の徴収率が、ほぼ前年度を上回っており、徴収強化の努力の成果が見受けられるので、未納者対策に全庁体制で取組まれた努力について評価をする。

しかしながら、依然として、国民健康保険税の未納者は多く、その対策については、今後も、引き続き徴収担当課を中心に全庁体制で連携し、徴収率の向上、特に滞納繰越分の収納に努められたい。

なお、国民健康保険の税率については、令和 11 年度から県統一となる計画であるようですが、円滑に移行がなされるよう、対策を講じながら、事務の効率化と収納率向上に一層取り組んでいただきたい。

簡易水道事業会計及び下水道等事業会計については、経営基盤の強化と、経営の見える化を図るため、令和 6 年 4 月 1 日から公営企業会計に移行したわけであるが、今後も、安定的な経営の継続と健全化を図り、運営資金の管理などについては改善工夫をし、給水人口の減少などによる有収水量の減少も見込まれるため、適切かつ計画的な経営に努力し、健全なる財政運営に努められたい。

令和 6 年度決算は、総じて概ね良好であったことを認め決算監査の意見とする。